

7. 仮処分命令の申立て又は決定等

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社において、「当該投資法人から委託された資産の運用に係る事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされた場合」、又は「当該申立てについて裁判があった場合」、若しくは「当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合」であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

a. 仮処分命令の申立てがなされた場合

当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てどおりに発せられたとした場合、申立ての日の属する営業期間の開始日から3年以内に開始する各営業期間のいずれかにおいて、当該仮処分命令による営業収益の減少見込額が、直前営業期間の営業収益の10%に相当する額以上

b. a. に該当する仮処分命令の申立てについて裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部が裁判によらずに完結した場合

c. a. に該当しない仮処分命令における裁判等（申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。）があった場合又は a. に該当する申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合

(a) 当該裁判等の日の属する営業期間の開始日から3年以内に開始する各営業期間のいずれかにおいて、当該裁判等による営業収益の減少見込額が、直前営業期間の営業収益の10%に相当する額以上

(b) 当該裁判等の日の属する営業期間の開始日から3年以内に開始する各営業期間のいずれかにおいて、当該裁判等による経常利益の減少見込額が、直前営業期間の経常利益の30%に相当する額以上

(c) 当該裁判等の日の属する営業期間の開始日から3年以内に開始する各営業期間のいずれかにおいて、当該裁判等による当期純利益の減少見込額が、直前営業期間の当期純利益の30%に相当する額以上

※ 投資法人の営業期間が6月であるときは、「各営業期間」を「各特定営業期間（1の特定営業期間（連続する2営業期間をいう。）の末日の翌日に開始するものに限る。）」と、「直前営業期間の営業収益」を「直前2営業期間の営業収益の合計額」と、「直前営業期間の経常利益」を「直前2営業期間の経常利益の合計額」と、「直前営業期間の当期純利益」を「直前2営業期間の当期純利益の合計額」と読み替えてください。

【上場規程第1213条第2項第1号d（g）、施行規則第1229条第1項第15号】

(注) この事実の発生による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、運用状況に大きな影響が出ない場合でも、この事実の発生による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

【開示に関する注意事項】

- 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資

者が当該情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 仮処分命令の申立て又は決定等がなされた日
- b. 仮処分命令の申立て又は決定等がなされるに至った経緯
- c. 仮処分命令を申立てした者の概要
 - ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名を記載する。
 - ※ 個人の場合には、氏名、住所（市区町村まで）を記載する。
- d. 仮処分命令の申立て又は決定等の内容
- e. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項
- f. 今後の見通し
 - ※ 仮処分命令の申立てについて決定等があった場合のみ記載する。
 - ・ 投資法人に与える影響を記載する。
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。